意見書案第 11 号

地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

令和７年12月19日

福　岡　市　議　会
議長　　平　畑　雅　博　様

提出者　福 岡 市 議 会 議 員

おばた　英　達	淀　川　幸二郎	とみなが　ひろゆき
田　原　香代子	調　　崇　史	川　上　陽　平
高　木　勝　利	篠　原　達　也	前　野　真実子
藤　野　哲　司	新　村　まさる	阿　部　正　剛
倉　元　達　朗	井　上　ま　い	

地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書

令和６年人事院勧告を受け、国家公務員の地域手当が令和７年４月から改定されましたが、保育所等の公定価格を始め、介護サービスや障害福祉サービス等の報酬については、国家公務員の地域手当に準拠した地域区分の見直しは行われていません。一方で、児童入所施設措置費等及び保護施設事務費等については、通知や事務連絡により、令和７年４月から国家公務員の地域手当に準拠して地域区分を見直すこととされました。この見直しにより児童入所施設措置費等及び保護施設事務費等が引き下げられた自治体においては、対象施設の人材確保に更に大きな支障が生じるおそれがあり、結果として施設入所者に対する支援の質の低下にもつながりかねない状況が懸念されます。

保育士・幼稚園教諭、児童入所施設職員、介護従事者、障害福祉サービス従事者等の福祉人材は、年間の給与額が全産業平均と比較して低い状況にあり、処遇改善が喫緊の課題である中、この地域区分の見直しに関しては、対象施設の関係者はもとより、他の社会福祉分野に携わる関係者からも多くの不安の声が上がっています。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、今後の地方における福祉人材確保の取組に支障が生じないよう、以下の事項について取り組まれるよう強く要請します。

１　令和７年４月からの地域区分の変更により、児童入所施設措置費等及び保護施設事務費等が引き下げられた自治体に対し、見直し前の水準に戻すために必要な財政措置を講じること。

２　今回の見直しの対象とならなかった保育所等の公定価格及び介護サービスや障害福祉サービス等の報酬の地域区分については、国家公務員の地域手当に準拠することなく、今後の賃金水準や国における処遇改善の取組を踏まえた適切な水準となるよう、必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和　年　月　日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、
財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、
内閣府特命担当大臣（こども政策）　宛て

議　　長　　名